

命 令 書

再審査申立人 有限会社たくみ運輸

再審査被申立人 全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

第1 事案の概要

- 1 本件は、再審査申立人有限会社たくみ運輸(会社)が、平成10年1月頃から、早出勤務、中長距離運行及び水揚げの多い配車を順次、非組合員に割り当て、再審査被申立人全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部の組合員に対しては割り当てなかったことが不当労働行為であるとして、①組合員に対し、非組合員との間で差別的配車をしてはならないこと、②ポスト・ノーティスを求めて、同年10月23日に兵庫県地方労働委員会(兵庫地労委)に救済申立てのあった事件である。
- 2 初審兵庫地労委は、平成12年5月23日、会社に対し、配車において、組合員と非組合員とを差別することなく、公平に取り扱うことを命じ、その余の申立てを棄却したところ、会社はこれを不服として、同月30日、再審査を申し立てた。

第2 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、本件初審命令理由第1の「認定した事実」のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該認定した事実と同一であるので、これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「申立人」を「再審査被申立人」と、「被申立人」を「再審査申立人」と、「審問終結時」を「初審審問終結時」と、「本件申立時」を「本件初審申立時」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 1 2の(2)中「組合員が36協定がないことを理由に時間外労働を拒否したことは無かった」を「36協定が締結されていない時期も、会社従業員は時間外労働に従事しており、組合員も36協定がないことを理由に時間外労働を拒否したことは無かった」に改める。
- 2 2の(6)中「同月24日」を「同月26日」に改める。
- 3 3の(1)中「警察署長の許可」を「道路管理者と始発地点の警察署長の許可」に改める。
- 4 3の(2)中「実車便の方が空車便よりも水揚げが多く、実車の

40F(フィート)便が水揚げが最も多い仕事である」を「実車便の方が空車使より、また40F(フィート)(長さが40フィートのコンテナ)便の方が20F(長さが20フィートのコンテナ)便よりも水揚げが多く、実車の40F便が水揚げが最も多い仕事である」に改める。

- 5 3の(3)中「平成10年2月から4月分の賃金及び同年の賞与は」を「平成9年12月から平成10年4月分の賃金及び平成10年の賞与は」に改め、表を次のとおり改める。

(円)

	氏名	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	夏季賞与	冬季賞与
組合員	X1	303,371	271,556	223,359	212,928	249,480	0	0
	X2	361,325	286,355	250,589	242,546	287,727	0	0
	X3	329,207	262,039	25,758	215,926	272,864	0	0
	X4	369,185	309,410	275,621	267,943	305,121	0	0
非組合員 2月12日 脱退者 その他	Z1	365,801	264,233	256,416	402,300	402,300	510,000	633,000
	Z2	338,210	288,036	264,308	402,300	402,300	212,000	188,000
	Z3	386,855	316,953	284,639	402,300	402,300	363,000	597,000
	Z4	433,938	346,596	296,821	402,300	402,300	459,000	561,000
	Z5	416,639	334,562	289,923	382,300	419,383	464,000	877,000
	Z6	338,764	309,801	270,414	402,300	402,300	281,000	497,000
	Z7	345,238	341,246	603,272	402,300	402,300	539,000	376,000
	Z8	413,939	337,262	619,848	402,300	402,300	791,000	918,000
	Z9	432,868	330,633	545,162	402,300	402,300	306,000	400,000
	Z10	340,050	313,660	639,759	402,300	402,300	740,000	508,000

- 6 3の(3)の次に4及び5として次の文章を加える。

- 4 本件に関する訴訟の状況について

本件に関連し、組合員X4ら4名(X4ら)は、配車差別によって賃金が減少するなどの損害を被ったとして、神戸地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。

神戸地方裁判所は、平成13年12月3日、会社はX4らに対し、違法な配車差別により賃金格差をもたらしたとして、会社に対し、非組合員と同様の賃金体系で算出した金額と既支給額との差額(平成10年3月分～平成13年4月分)等を支払う旨の判決を言い渡した。

なお、会社はこれを不服として控訴した。

- 5 再審査結審時における状況について

会社は、再審査結審時に至るまで、配車の格差について何らかの措置を講ずることはしていない。

### 第3 当委員会の判断

当委員会の判断は、本件初審命令理由第2の「判断」のうち、その一部を次のとおり改めるほかは、当該判断と同一であるので、

これを引用する。この場合において、当該引用する部分中、「申立人」を「再審査被申立人」と、「被申立人」を「再審査申立人」とそれぞれ読み替えるものとする。

- 1 3の(2)中「組合員が36協定の不存在を理由に時間外労働を拒否したことは無かったこと」を「会社従業員は時間外労働に従事しており、組合員も36協定の不存在を理由に時間外労働を拒否したことは無かったこと」に改める。
- 2 4を削除する。

以上のとおりであるので、本件再審査申立てには理由がない。  
よって、労働組合法第25条及び第27条並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成14年6月19日

中央労働委員会  
会長 山口浩一郎 ㊟